

平成 29 年 1 月 4 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
森トラスト・ホテルリート投資法人
代表者名 執行役員 遠藤 信幸
(コード番号:3478)

資産運用会社名
森トラスト・ホテルアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 遠藤 信幸
問合せ先 取締役企画財務部長 相澤 信之
(TEL. 03-6435-7290)

投資口の売出しに関するお知らせ

森トラスト・ホテルリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 29 年 1 月 4 日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資口（以下「本投資口」といいます。）を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場するにあたって実施される投資口売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 投資口売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売 出 投 資 口 数 301,000 口
- (2) 売 出 人 森トラスト株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定
売出価格は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第 1210 条に規定するブック・ビルディング方式（投資口の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況等を把握した上で、売出価格等を決定する方法をいう。）により、平成 29 年 1 月 27 日（金）（以下「売出価格等決定日」という。）に決定する。
- (4) 売 出 価 額 の 総 額 未定
- (5) 売 出 方 法 野村證券株式会社及びみずほ証券株式会社（以下「共同主幹事会社」と総称する。）並びに S M B C 日興証券株式会社及び三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社（以下共同主幹事会社と併せて「引受人」と総称する。）に全投資口を買取引受けさせた上で売出す。
- (6) 引 受 契 約 の 内 容 引受人は、下記(10)に記載の受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となる。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払わない。
- (7) 需 要 の 申 告 期 間 平成 29 年 1 月 23 日（月）から平成 29 年 1 月 26 日（木）まで
(ブック・ビルディング期間)
- (8) 申 込 単 位 1 口以上 1 口単位
- (9) 申 込 期 間 平成 29 年 1 月 30 日（月）から平成 29 年 2 月 2 日（木）まで
- (10) 受 渡 期 日 平成 29 年 2 月 7 日（火）
- (11) 売出価格、その他この投資口の売出しに必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

2. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考> 2. をご参照ください。）

- (1) 売 出 投 資 口 数 15,000 口
 なお、売出投資口数は上限を示したものである。引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出投資口数は、引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定する。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定
 売出価格は引受人の買取引受けによる売出しの売出価格と同一の価格とする。
- (4) 売 出 価 額 の 総 額 未定
- (5) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しに当たり、その需要状況等を勘案した上で、当該売出しの事務主幹事会社である野村証券株式会社が本投資法人の投資主である森トラスト株式会社から 15,000 口を上限として借り入れる本投資口の売出しを行う。
- (6) 申 込 単 位 1 口以上 1 口単位
- (7) 申 込 期 間 平成 29 年 1 月 30 日（月）から平成 29 年 2 月 2 日（木）まで
- (8) 受 渡 期 日 平成 29 年 2 月 7 日（火）
- (9) 売出価格、その他この投資口の売出しに必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. 本投資口は東京証券取引所に平成 29 年 2 月 7 日（火）（以下「上場（売買開始）日」といいます。）に上場する予定です。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる売出しに当たり、その需要状況等を勘案した上で、当該売出しの事務主幹事会社である野村証券株式会社が本投資法人の投資主である森トラスト株式会社から 15,000 口を上限として借り入れる本投資口の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数は、15,000 口を予定していますが、当該売出投資口数は上限の売出投資口数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出しの対象となる本投資口とは別に、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限として、引受価額と同一の価格で本投資口を追加的に購入する権利（以下「グリーンシューオプション」といいます。）を、上場（売買開始）日から平成 29 年 3 月 3 日（金）までの間を行使期間として本投資法人の投資主である森トラスト株式会社から付与されます。

また、野村証券株式会社は、上場（売買開始）日から平成 29 年 2 月 28 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、オーバーアロットメントによる売出しのために森トラスト株式会社から借り入れた本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケート

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

カバー取引により取得した全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

上記のとおりシンジケートカバー取引により取得して返還に充当した後の残余の借入投資口は、野村證券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返還されます。

上記の取引に関して、野村證券株式会社はみずほ証券株式会社と協議の上、これを行います。

3. ロックアップについて

① 引受人の買取引受けによる売出しに関連して、本投資法人の投資主である森トラスト株式会社及び森トラスト・ホテルズ&リゾーツ株式会社は、それぞれ、共同主幹事会社に対し、平成 29 年 1 月 27 日（金）から平成 29 年 8 月 5 日（土）までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しに係る野村證券株式会社への本投資口の貸付及び野村證券株式会社のグリーンシュエーション行使による野村證券株式会社への本投資口の売却等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

共同主幹事会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

② 引受人の買取引受けによる売出しに関連して、本投資法人は、共同主幹事会社に対し、平成 29 年 1 月 27 日（金）から平成 29 年 5 月 7 日（日）までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の発行等（ただし、投資口の分割に伴う新投資口発行等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

共同主幹事会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

以 上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。